
平成24年第1回大和町議会定例会会議録

平成24年3月1日(木曜日)

応招議員(18名)

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 ま ち づ く 課 務 り 長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総 ま ち づ く 対 策 務 り 官	石 垣 敏 行 君
環境生活課長	菅 原 敏 彦 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	曾 根 秀 子
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程〔別紙〕

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「議案第 2 3 号 平成 2 4 年度大和町国民健康保健事業勘定特別会計予算」

日程第 3 「議案第 2 4 号 平成 2 4 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4 「議案第 2 5 号 平成 2 4 年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 5 「議案第 2 6 号 平成 2 4 年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 6 「議案第 2 7 号 平成 2 4 年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 7 「議案第 2 8 号 平成 2 4 年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 8 「議案第 2 9 号 平成 2 4 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第 9 「議案第 3 0 号 平成 2 4 年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第 1 0 「議案第 3 1 号 平成 2 4 年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第 1 1 「議案第 3 2 号 平成 2 4 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第 1 2 「議案第 3 3 号 平成 2 4 年度大和町水道事業会計予算」

日程第 1 3 「予算特別委員会の設置について」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 1 0 時 0 5 分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

不手際がありまして少し時間おくれたこと、おわび申し上げます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番藤巻博史君及び2番松川利充君を指名します。

日程第2「議案第23号 平成24年度大和町国民健康保健事業勘定特別会計予算」

日程第3「議案第24号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第4「議案第25号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第5「議案第26号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第6「議案第27号 平成24年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第7「議案第28号 平成24年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第8「議案第29号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第9「議案第30号 平成24年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第10「議案第31号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第11「議案第32号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第12「議案第33号 平成24年度大和町水道事業会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、議案第23号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算から日程第12、議案第33号 平成24年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民課長内海賢一君。

町民課長（内海賢一君）

おはようございます。

予算に関する説明書106ページをお願いいたします。

議案第23号、平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

平成24年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ21億7,607万9,000円と定める。

2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

一時借入金でございます。

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

説明書の113ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税につきましては、1目、2目とも前年、23年度の課税状況をもとに、所得状況と保険者数及び低所得者層に対する軽減措置を考慮し予算措置をしております。

2款使用料及び手数料につきましては、科目設定でございます。

3款国庫支出金につきましては、医療費に要する国庫負担金、高額医療に要する国庫負担金並びに特定健診に要する国庫負担金であります。

1項1目療養給付費等国庫負担金は、町の医療費実績に基づき全国的に約34%の定率で給付される負担金でございます。

2目高額療養費共同事業負担金は、高額療養実績に基づき市町村の拠出金により共同事業として県、国保連合会の調整により交付されるものでございます。

3目特定健康診査等負担金は、国から3分の1の補助を見込んでおります。

2項国庫補助金につきましては、国からの補助金、交付金でありまして、国保財政安定調整のための交付金であります。当初時点では、前年を参照しまして概算推計額を計上しております。

1目1節普通財政調整交付金は、市町村の医療実績及び税の収納率に基づいて交付されるものでございます。

2 節特別財政調整交付金は、医療費通知相当分に対しての交付金でございます。

115ページになります。

4 款療養給付費交付金につきましては、退職者医療に要する交付金でありまして、退職者の医療実績に基づき支払基金から交付されるものでございます。対象者数は約408人と24年の1月末の実数でございます。

5 款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の前期高齢者人数相当分の交付金で、医療実績に基づき支払い交付金から交付されるものでございます。これも対象者数が1,557人となっております。

6 款 1 項県負担金につきましては、国庫負担金同様の高額療養費及び特定健診に充当するための負担金でございます。

2 項県補助金につきましては、療養給付費に対する調整交付金として6%相当額の交付及び乳幼児医療事務への補助金であります。

116ページになります。

7 款 1 項共同事業交付金につきましては、高額な医療費に対応するための国保連合会からの交付金であります。

1 目の高額療養費共同事業交付金は、月額80万円を超える額の59%が交付されることになっております。

2 目保険財政共同安定化事業交付金は、月額30万円を超え80万円までの部分の合算額の59%が交付されます。

8 款 1 項財産運用収入につきましては、国保基金の利子でございます。

9 款 1 項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、それぞれの節のとおり法定ルール内での繰入金でございます。

2 項基金繰入金につきましては、科目設定でございます。

10 款繰越金につきましては、23年度からの繰り越し予定額でありまして、1 項 1 目につきましては科目設定でございます。

以下、11 款につきましては、すべて科目設定となっております。

119ページでございます。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、国保会計運営に要する事務経費でございます。

11節需用費は、国保保険証、高齢受給者証等の印刷代でございます。

12節役務費は、保険証等の郵送代等でございます。

13節委託料は、国保連合会へのレセプト点検委託料でございます。

2目団体負担金は、国保連合会への町村割の負担金等でございます。

120ページ、お願いします。

1款2項徴税费1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する経費でございます。

1款3項1目運営協議会費は、国保運営協議会費に要する事務経費でございます。

1節報酬は9名の委員の報酬でございます。

9節は費用弁償でございます。

1款4項1目趣旨普及費は、国保制度のチラシ等の経費でございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目から4目までは、それぞれ医療費の公費負担分7割相当で国保連合会への負担となっております。

5目審査手数料は、国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

2款保険給付費2項高額療養費1目から4目までは、それぞれ限度額を超える分につきまして公費負担をするものでございます。

122ページになります。

2款3項葬祭費は葬祭費用であり、1人5万円となっております。

2款4項出産育児諸費は出産育児一時金でありまして、1人42万円となっております。

2款5項移送費は、病院間の移送に係る車代でございます。

3款後期高齢者支援金等は、法律に基づいて町から社会保険診療報酬支払基金へ支払う負担金でございます。

4款と5款につきましても、3款同様に法律に基づく分の負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へそれぞれの目的により支払う負担金でありまして、加入者数、医療費実績により支払基金から市町村へ負担配分されるものでございます。

6款共同事業拠出金は国保連合会への拠出金でありまして、各町村が医療実績に応じて支払い負担するものでございます。

124ページ、お願いします。

7款保健事業費1項特定健康診査等事業費は特定健診に要する経費で、13節は健診機関へ業務委託するものでございます。

7款2項保健事業費1目8節報償費は、健康世帯への記念品でございます。

28節は町保健福祉課で一般会計で実施するがん検診への国保世帯相当分を拠出するものでございます。

8款1項基金積立金は、基金利子相当分を積み立てするものでございます。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、税の還付金、医療費の返還金等でありまして、これまで実績に応じた予算措置でございますが、科目設定の部分が大半となっております。

10款は予備費でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、131ページ、お願いいたします。

議案第24号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計の予算でございます。

平成24年度大和町介護保険事業特別会計予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,537万5,000円とするものでございます。

2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表のとおりでございます。

第2条としまして、一時借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定めるものでございます。

137ページの方、お願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料につきましては、1節につ

きましては特別徴収分の保険料を計上したものでございます。

2節につきましては、普通徴収分の保険料の見込み額を計上したものでございます。

2款使用料及び手数料1項でございますが、科目の設定でございます。

2項1目でございますけれども、生活援助事業利用者の負担料を計上いたしております。

3款国庫支出金1項1目の介護保険給付費でございますけれども、1節につきましては介護給付見込み額の法定負担分の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2項国庫補助金でございますが、1目調整交付金につきましては、交付見込み額の計上でございます。

2目の地域支援事業交付金の介護予防事業につきましては、交付金の見込み額を計上したものでございます。

3目の包括支援事業・任意事業につきましては、介護予防マネジメント事業に要します交付金で見込み額を計上いたしております。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費の見込み額29%相当分の負担分でございます。

2目の地域支援事業支援交付金でございますが、現年度予防事業に要します交付見込み額でございます。

5款県支出金1項1目の介護給付費負担金でございますが、介護給付費見込み額の12.5%の法定負担分でございます。

次のページでございます。

2項につきましては、科目の設定でございます。

3項1目地域支援事業の介護予防事業につきましては、予防給付費の法定負担分でございます。

2目包括的支援事業・任意事業につきましては、ケアマネジメント事業に要するものでございます。

6款財産収入1項1目につきましては、財政調整基金の利子分でございます。

7款繰入金1項1目1節でございます。介護給付費繰入金でございます。

すが、介護給付費見込み額の12.5%法定負担分について計上いたしております。

2節につきましては、職員給与等の繰り入れでございます。

3節につきましては、地域支援事業への繰り入れでございます。

次のページ、お願いいたします。

4節につきましては、介護予防事業、包括支援事業・任意事業への法定負担分の繰り入れでございます。

2項1目財政調整基金繰り入れにつきましては、財源の調整による繰り入れでございます。

2目につきましては、科目の設定でございます。

8款繰越金につきましては繰越金の計上、9款諸収入1項につきましては科目の設定でございます。

次のページでございます。

2項につきましては、歳計現金利子分の見込み額でございます。

3項1目、2目、3目につきましては、それぞれ科目の設定でございます。

3項4目の雑入でございますが、主なものとしましては、グループホームすずらんさんからの土地代の収入、さらには配食サービスの利用者負担分、予防計画サービスの収入を計上いたしたものでございます。

次のページ、お願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費につきましては、介護保険事務に係る経費の計上でございます。

1項1目の一般管理費につきましては、11節につきましては、事務用品、予算・決算書等の印刷費でございます。

12節の主なものとしましては手数料でございますが、介護保険システムプログラム保守料の計上でございます。

14節の中で土地借上料につきましては、グループホームすずらんからの借上料でございます。

19節につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金でございます。

25節につきましては、基金利子相当分の計上でございます。

2項1目賦課徴収費でございますが、11節につきましては保険料納入通知書等の印刷費、12節につきましては介護保険料の額の通知、納入通知に係る通信運搬費でございます。

3項1目認定調査等費でございますけれども、7節につきましては介護認定調査に係る調査員への賃金、9節につきましては調査員の費用弁償でございます。

11節につきましては、コピーのほかに車両に係る経費を計上いたしております。

12節の手数料につきましては、要介護認定のための主治医の意見書作成の手数料の計上でございます。

13節につきましては、指定居宅介護支援事業への委託分でございます。

19節負担金につきましては、介護認定審査会に係ります黒川地域行政事務組合の負担金でございます。

27節につきましては、重量税でございます。

次のページ、お願いします。

4項1目計画策定委員会費でございますけれども、介護保険運営委員会の費用を計上いたしているものでございます。

11節につきましては、会議等のお茶等でございます。

1節は委員15人分の報酬、9節は費用弁償等でございます。

2款の保険給付費1項1目の居宅介護サービス給付費等は、要介護者のデイサービス、ホームヘルプサービス、訪問入浴介護等のサービス給付見込み額でございます。

2目につきましては、施設介護サービス給付費でございます。

19節につきましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの利用に係る給付の見込み額でございます。

3目の居宅介護サービス計画費の19節につきましては、ケアプラン作成等に係ります経費でございます。

4目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護サービスに要する費用でございます。

次のページ、お願いします。

2 項 1 目の高額介護サービス等費の12節につきましては、決定通知書等の通信費用でございます。

19節につきましては、要介護者の利用者負担額が高額となり限度額を超えた方、超えた部分の給付への予算計上したものでございます。

2 目の高額介護予防サービス費につきましては、要支援 1、2 ございまして、介護予防サービスを受ける利用者負担額が高額となった場合、その給付額を計上したものでございます。

3 目高額医療合算介護サービス費につきましては、世帯内での医療及び介護保険の自己負担合計が一定の金額を超えた場合、その上限額を超えた部分を高額医療合算介護サービス費としまして支給するものでございまして、その給付見込み額でございます。

3 項 1 目介護予防サービス給付費等の19節につきましては、要支援 1、2 の方への介護予防サービスの給付見込み額でございます。

2 目の介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援 1、2 の方で介護予防ケアプラン作成に係ります給付の見込み額でございます。

4 項 1 目の特定入所者介護サービス費につきましては、要介護者が老人福祉施設、老人保健施設等を利用したときの居住費、食費につきまして費用負担分を計上するものでございます。

次のページ、お願いします。

5 項 1 目審査支払手数料の12節につきましては、国保連合会に対しまず審査の手数料でございます。

3 款諸支出金 1 項 1 目につきましては、科目の設定でございます。

4 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費についてでございますが、7 節、8 節につきましては、訪問調査、訪問指導の際の看護師、歯科衛生士の費用の計上でございます。

11節はコピー等でございます。

12節につきましては生活機能評価事業に要します通信費、13節の委託料につきましては運動機能向上のための転倒予防事業、お口機能向上事業に要する経費の計上でございます。

2 目の介護予防一般高齢者施策事業費についてでございますが、7 節につきましては介護予防講座などの看護師、栄養士への賃金の計上、8

節につきましては介護予防の研修会、出前講座、生き生きボランティア講座での講師先生への謝礼でございます。

11節につきましては出前講座等の資料代、13節の委託料につきましては生活支援サービスの業務委託費用でございます。

次のページ、お願いいたします。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の8節につきましては、地域包括支援センター運営協議会委員の謝礼でございます。

11節につきましては、事務用品でございます。

12節の中で手数料分でございますが、包括支援センターシステムの保守に要する費用でございます。

13節の委託料につきましては予防給付ケアマネジメント業務に係る給付見込み額の計上、27節につきましては重量税でございます。

2目の総合相談事業費につきましては、どのような支援が必要なのかというその実態把握に要する調査費用の計上でございます。

3目の権利擁護事業費につきましては、成年後見制度の活用を図るための費用でございます。虐待の早期発見、防止に要する費用の計上でございます。

次のページ、お願いいたします。

4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、ケアマネジャー、ケアスタッフの皆様方の研修費用でございます。

5目の任意事業の8節につきましては、お元気訪問員、安心コールセンター事業協力員への謝礼、12節の手数料につきましては、安心コール機器の設置や保守手数料でございます。

13節は配食サービス、コールセンターの業務委託でございます。14節は安心コール業務基金の借りに要する経費でございます。

5款につきましては、予備費の計上でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、153ページをお願いしたいと思います。

議案第25号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算でございますけれども、歳入歳出それぞれ3,531万8,000円と定めるものでございまして、その内訳につきましては、第1表とするものでございます。

それでは、156ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、1款財産収入1目財産運用収入の財産貸付収入につきましては、宮床生産森林組合ほかへの貸し付けに伴います収入でございます。

利子及び配当金でございますけれども、基金の管理に伴います基金の利子の計上でございます。一般会計での運用部分と金融機関への積み立てによりまして計上いたしてございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差部分につきましては調整のための基金からの繰入金を計上いたしてございます。

3款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

4款1項森林総合研究所支出金につきましても科目の設定、以下すべて科目設定となっているものでございます。

158ページ、続きまして歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては、管理委員7名に要する費用の計上となっております。

2款1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般の事務管理費でございますけれども、4節共済費につきましては嘱託員の社会保険料、7節賃金につきましては用務員1名、嘱託員1名のそれぞれの費用を計上いたしてございます。

11節需用費につきましては、事務所に关します灯油代、それから電気料等につきましてはの計上を行ってございます。

役務費につきましては、通信用切手代並びに電話代でございます。

2目の財産管理費でございますけれども、7節賃金につきましては、直営部分等の作業といたしまして作業道の刈り払いに要する経費でございます。

13節委託料でございますけれども、宮床地区山林全体の巡視といった

ことで宮床生産森林組合への委託経費の計上となっております。

15節工事請負費でございますけれども、高山作業道修繕工事というように延長約500メートル、幅5メートルくらいのもの修繕に要する経費といたしてございます。

19節負担金補助及び交付金でございますけれども、負担金につきましては町林業地域振興協議会ほか3団体への負担金でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、9節旅費につきましては毎年度の事業内容等につきまして協議が行われますので、そちらの出席経費。

4目諸費につきましては、19節負担金につきましては町の3財産区で構成いたしております連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金でございますけれども、事務費繰り出しといたしまして185万7,000円、事業費といたしましては2,728万4,000円となっております。昨年と違う部分につきましては、本年度につきましては宮床中学校体育館建設に要する繰り出しというような形で2,000万円の計上があるところでございます。

予備費につきましては、ここ近年で支出というのはございませんけれども、5万円というふうな形で措置をさせていただいたものでございます。

続きまして、161ページをお願いしたいと思います。

議案第26号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算691万2,000円と定めるものでございまして、内訳につきましては、別表1のとおりとするものでございます。

165ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、県支出金の県補助金でございますけれども、吉田財産区の壇ノ下地区にございます直営林につきまして、除間伐ということで面積6.35ヘクタールを予定することといたしまして所要の見込み額を計上いたしましたものでございます。

2款1項財産運用収入の1目貸付収入につきましては、吉田愛林公益会等への貸付収入の計上となっております。

2目の利子及び配当金につきましては、基金残高のことも考慮いたしまして1,000円の利子計上となっております。

2項の財産売払収入につきましては、科目の設定を行ったものでございます。

3款1項の基金繰入金につきましては、歳入歳出の差の部分につきましての基金からの繰り入れを予定いたすものでございます。

4款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

5款1項森林総合研究所支出金につきましては、宮床財産区同様の研究所から交付される金額の計上でございます。対象につきましては壇ノ下地区の直営林除伐でございます。19.72ヘクタールを実施するために要する費用の計上となっております。

2項、3項につきましては、それぞれ科目の設定を行ったものでございます。

続きまして、167ページ、こちらは歳出でございます。1款1項管理費につきましては管理委員7名分の経費を計上いたしてございます。吉田財産区につきましては、2年前から日額の報酬というふうな形になっておりますので、今年度は11日分の計上でもっての積算を行ったものでございます。

2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費につきましては、一般的な管理経費でございます。消耗品費につきましては予算・決算書の印刷代等となっているものでございます。

2目の財産管理費につきましては、直営林の整備等を行うというふうなことで、そういった費用を計上させていただいております。

7節賃金につきましては、例年行っております作業道等の刈り払いの経費、12節役務費につきましては、満了いたしておりました直営林の災害保険4.44ヘクタール分のを計上いたしてございます。

13節の委託料につきましては、除伐で6.35ヘクタールというふうになっておるものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区林業普及推進協議会ほか3団体への負担金でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、先ほど収入で申

し上げました壇ノ下地区の育林に要します費用の計上でございます。

旅費につきましては、研究所との協議のための経費といたしてございます。

12節の役務費につきましては、昭和62年植栽の壇ノ下地区の保険料の計上となっております。

13節委託料につきましては、全体で19.72ヘクタールの除伐作業委託に要します経費となっております。

168ページ、4目諸費でございますけれども、19節負担金補助及び交付金につきましては3財産区の連絡協議会の負担、28節繰入金につきましては、一般会計への繰り出しといたしまして2団体への助成部分でございまして、各種団体連絡協議会、吉田地区振興協議会への助成部分となっております。

予備費につきましては、宮床同様5万円といたしたものでございます。続きまして、170ページをお願いしたいと思います。

議案第27号 平成24年度大和町落合財産区特別会計予算でございますけれども、歳入歳出予算は、それぞれ545万2,000円と定めまして、内訳は第1表とするものでございます。

173ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、1款1項財産運用収入1目土地貸付収入でございますが、こちらは相川地区、報恩寺地区、松坂地区と三つの地区に貸し付けをいたしております収入の計上となっております。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子についての計上を行ったものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差し引き部分を基金からの繰り入れにより対応いたすものでございます。

3款繰越金以下につきましては、科目の設定を行っているものでございます。

174ページ、歳出でございます。

1款1項管理会費でございますけれども、こちら管理委員7名に要する経費でございます。

2款1項総務管理費1目一般管理費につきましては、一般的な管理経

費でございます。印刷製本費につきましては、予算書、決算書の印刷代でございます。

2目の財産管理費につきましては、7節賃金につきましては、境界の刈り払い等に要する経費、19節につきましては山火事防止推進協議会への負担金。

3目諸費につきましては、19節につきましては3財産区の連絡協議会への負担金、繰出金につきましては事務費で138万9,000円、事業費につきましては各種地域団体等への一般会計を経由いたしましての助成といたしまして174万5,000円の計上となっております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、176ページ、お願いいたします。

議案第28号 平成24年度大和町奨学事業特別会計予算についてであります。

第1条歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額を971万4,000円と定めるものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び金額につきましては、第1表によるものであります。

それでは、179ページをお開き願います。

歳入です。

1款1項1目利子及び配当金につきましては、基金利子の科目設定でございます。

同じく、2款寄附金につきましても科目の設定でございます。

3款1項1目奨学事業基金繰入金につきましては、24年度の奨学事業を運営するに当たりまして財源調整のために基金から繰り入れするものであります。

4款1項1目繰越金につきましては、見込み額の計上でございます。

5款1項1目町預金利子につきましては、科目の設定でございます。

180ページです。

5款2項1目奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分、過年度分合わせまして奨学金の貸与者79名からの償還金を計上しております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の貸付金につきましては、高校生7名、大学生23名、新規、継続含めてでございますけれども、に対する奨学金の貸付金の計上でございます。

2目の事務費につきましては、奨学事業審議会委員の報酬と費用弁償、それから事務に要する経費を計上しております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

町民課長内海賢一君。

町民課長（内海賢一君）

説明書183ページをお願いいたします。

議案第29号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成24年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,568万4,000円と定めるものでございます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

説明書187ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項につきましては、75歳以上の方々の保険料でございます。

1目の特別徴収保険料は、年金天引き分といたしまして100%の収納、2目の普通徴収保険料は95%の収入で予算措置をしております。

2款使用料及び手数料につきましては、科目設定でございます。

3款繰入金1項一般会計繰入金の1目につきましては事務費の繰り入

れ、2目は低所得者の保険料軽減に充当するための繰り入れでございます。

4款繰越金につきましては、科目設定でございます。

5款諸収入につきましては、1項から3項までは科目設定でございます。

4項は、後期高齢者連合会からの健康診断受託による受託事業収入でございます。

5項は科目設定となっております。

189ページ、お願いいたします。

歳出、1款総務費1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費となっております。

11節需用費は、コピー代等消耗品でございます。

12節役務費は、保険証等更新時の郵送料でございます。

13節委託料は、検診業務の委託料及び医療管理システム保守料でございます。

2項徴収費1目につきましては、保険料徴収に要する経費となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合への本町の保険料の納付金でございます。

3款諸支出金につきましては、還付金等に備えての予算措置でございます。22年度、23年度の実績に基づき計上しております。

4款は予備費でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、説明書の195ページをお願いいたします。

議案第30号 平成24年度大和町下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8

億231万6,000円と定めるもの。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるもの。

第2条債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為によるもの。

第3条地方債につきましては、第3表地方債によるものであります。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れ最高額を2億円と定めるものであります。

198ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為であります。

平成24年度の水洗便所改造資金利子補給であります。期間は平成25年度から平成27年度までとしまして、限度額を36万円とするものであります。

次に、水洗便所改造資金損失補償であります。期間を平成25年度から平成27年度まで、限度額は融資資金に係る未回収金額とするものであります。

199ページの第3表地方債でございます。

起債の目的ごとの限度額です。公共下水道債で1,500万円、資本費平準化債といたしまして1億円、流域下水道債として2,250万円、合計1億3,750万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

詳細につきましては、201ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款1項1目下水道事業負担金であります。前年度までの負担分及び平成24年度の使用開始の大平地区の新規分を見込んでございます。

2款1項1目下水道使用料につきましては、前年度比6%ほどの増額の見込み額計上であります。

2款2項1目下水道手数料につきましては、収入見込み額の計上であります。

3款1項1目下水道費国庫補助金につきましては、補助事業費3,700万円の補助率2分の1の計上でございます。

202ページになります。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、水洗便所普及、水質規制費等の管理費及び借入償還金など財源調整のための一般会計からの繰入金であります。

5款の繰越金及び6款1項1目預金利子につきましては、科目の設定でございます。

6款2項1目雑入につきましては、下水道事業に対する宮城県環境事業公社からの補助金などの計上でございます。

7款1項1目下水道債は、建設事業に係る公共下水道債、資本費平準化債、流域下水道債の本年度の予定額を計上したものでございます。

203ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費のほか使用料金等の賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する費用の計上でございます。

主なものといたしまして、11節需用費につきましては、マンホールポンプの電気料、修繕料などあります。修繕料につきましては、舗装修繕、公共弁及びマンホールポンプなどの修繕に要する費用でございます。

12節役務費の通信運搬費は、マンホールポンプ場の電話料など、手数料につきましては、使用料の徴収取扱手数料や污水管などの緊急清掃の手数料でございます。

13節委託料につきましては、料金算定業務などの水道事業への委託料、その他流域下水道の接続点8カ所と特定事業所18カ所の水質調査及び下水道台帳作成業務や下水道マンホールポンプと排水管の清掃業務委託に要する費用などございます。

204ページとなります。

19節の負担金です。主なものでございますが、吉田川流域下水道維持管理運営費につきましては、下水の予定排水量297万9,000立方メートルと単価の52.4円による予定額を計上したものでございます。仙台市下水道維持管理費につきましては宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましては糸繰のマンホールポンプ場の維持管理費の予定額を計上したもの

でございます。補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては、融資あつせん予定分の利子補給でございます。

27節公課費につきましては、消費税及び超消費税納付見込み額を計上してございます。

次に、1款2項下水道建設費であります。1目建設費につきましては、公共下水道単独事業費のほか補助事業費及び流域下水道建設費の負担金でございます。

歳出の主なものでございます。13節の委託料につきましては、長寿命化対策に伴います管路及びマンホールポンプの改築工事に係る実施設計に要する費用の計上でございます。

205ページの14節の使用料及び賃借料につきましては、下水道工事の積算システム2台分ではありますが、この機械借り上げのリース料でございます。

15節の工事請負費につきましては、補助事業分といたしましては、施設の長寿命化対策による管路2号幹線、具体の箇所につきましては、黒川病院裏手を流れています洞堀川沿いの幹線の下水道の路線でございます。及び、マンホールポンプ、南金谷、下草、北目、この3カ所の改築工事を予定してございます。単独事業分といたしましては、大平下地区の末端管路の整備工事及び鶴巣地内の過年度污水管整備箇所の舗装復旧工事を予定しております。

19節の負担金でございますが、吉田川流域下水道建設費につきましては、宮城県中南部下水道事務所が整備する建設費に係る町村の負担金でございます。

2款1項公債費につきましては、平成24年度分の元金償還及び利子の支払い額の計上でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ここで休憩したいと思います。暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時00分 休憩

午前 11 時 10 分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、説明書213ページをお願いいたします。

議案第31号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,461万円と定めるもの。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

216ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款1項1目農業集落排水事業分担金であります。滞納繰越分の収入見込み額を計上いたしております。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料につきましては、前年度に対しまして微増の見込み額を計上してございます。

3款1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、維持管理に係る補助金として本年度の見込み額を計上しております。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、管理費充当分の繰り入れでございます。

217ページの5款繰越金、6款1項町預金利子につきましては、科目の設定でございます。

次に、218ページの歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務経費及び管渠、マンホールポンプ、クリーンセンター、処理施設でございますが、この維持管理に要する費用の計上でございます。

主なものでありますが、11節需用費につきましては、クリーンセンターやマンホールポンプ場に係る電気料及びポンプなどの修繕料でございます。

12節役務費の手数料につきましては、施設の機器点検業務手数料及び使用料の徴収取扱手数料であります。

13節委託料につきましては、処理場の運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安管理、メーター検針、料金算定業務に係る委託費でございます。

19節の負担金であります。県集落排水事業推進協議会の負担金でございます。

27節公課費につきましては、消費税、地方消費税の支払い見込み額でございます。

219ページとなります。

2款1項公債費につきましては、平成24年度分の元金及び利子の償還予定額でございます。以上であります。

続きまして、225ページをお願いいたします。

議案第32号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、それぞれ5,397万円と定めるもの。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条地方債につきましては、第2表地方債によるものであります。

228ページの第2表地方債でございます。合併処理浄化槽整備事業債の限度額を770万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

詳細につきましては、230ページからで説明を申し上げます。

歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新たな設置による供用開始予定分を見込んでございます。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、前年度に対しまして微増の計上をいたしてございます。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては、補助金の本年度の見込み額を計上してございます。

4款1項1目は、管理費等の一般会計繰入金であります。

231ページとなります。

5款繰越金及び6款1項町預金利子につきましては、科目の設定でございます。

6款2項の雑入につきましては、諸費税還付金の見込み額を計上してございます。

7款1項町債は、合併処理浄化槽費の本年度の借入見込み額の計上でございます。

232ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費及び浄化槽維持管理費に要する費用の計上でございます。

主なものでございますが、11節需用費のうち修繕料につきましては、浄化槽の軽微な修繕30カ所ほどを見込んでの計上でございます。

12節役務費の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取扱手数料や法定検査の手数料でございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検や料金算定業務及びメーター検針業務に係る委託料でございます。

1款2項1目合併処理浄化槽建設費であります。新規設置事業に係る費用の計上でございます。

主なものでありますが、15節の工事請負費につきましては、浄化槽10基の設置工事に係るものでございます。予定といたしまして、5人槽1基、7人槽8基、10人槽1基の合計10基の予定でございます。

19節補助金につきましては、合併処理浄化槽設置整備費につきまして吉岡西部地区に対する浄化槽設置補助金の見込み額の計上でございます。

次に、2款1項公債費につきましては、平成24年度分の元金及び利子の償還予定額でございます。以上でございます。

続きまして、予算書の239ページをお願いいたします。

議案第33号 平成24年度大和町水道事業会計予算についてであります。

初めに、第1条総則であります。平成24年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条業務の予定量でございます。給水戸数につきましては、前年度微増の9,500戸を予定してございます。次に、年間総給水量及び1日平均給水量であります。年間総給水量は334万2,600立方メートルであります。また、本年度の県大崎広域水道からの受水契約水量につきましては、1日1万1,450トンとなっておりますことから、8割相当の責任相当水量分9,160立方メートルを1日の平均給水量といたしてございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入につきましては水道事業収益の合計額で7億8,614万2,000円、支出は水道事業費用の合計額で7億8,326万9,000円となりまして、収支の差し引き287万3,000円で黒字の収支予定額といたしてございます。

次に、240ページとなります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては資本的収入の合計額で8,889万1,000円、支出は資本的支出の合計額で3億1,389万8,000円の予定としてございます。

第4条の条文の括弧書きでございますが、この予算で定める収入額が支出に対し不足する額2億2,500万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億7,060万7,000円及び減債積立金440万円、建設改良積立金5,000万円で補てんすることといたしてございます。

第5条の企業債であります。鶴巢落合線配水管強化対策事業により本年度の工事費6,600万円の借入れを予定するものでございます。起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりでございます。

241ページをごらんください。

第6条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費4,550万6,000円と定めるものでございます。

第7条他会計からの補助金であります。高料金対策等補助金といたしまして、一般会計から繰り入れ予定額を6,839万3,000円と定めるものでございます。

第8条のたな卸資産の購入限度額につきましては、2,000万円と定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書になります。

242ページから245ページまでにつきましては収益的収支及び資本的収支の実施計画書、246ページにつきましては資金の計画書となっております。

247ページをお願いいたします。

平成23年度末の水道事業予定貸借対照表でございますが、平成23年度決算見込み額による期首の予定額でございます。表示は円単位となっておりますが、説明は1,000円単位でご説明させていただきます。主な科目ごとの予定額でございます。

資産の部、1の固定資産につきましては、配水管など構築物の減価償却等によりまして、合計で56億3,634万1,000円、前年予算対比で7,523万6,000円の減を予定しております。

248ページの2の流動資産につきましては、現金・預金などの増加によりまして、合計で8億8,443万3,000円、前年対比1億489万5,000円の増と予定しております。

資産の合計でございますが、65億2,077万5,000円で前年度予算より2,965万9,000円の増を予定しております。

次に、負債の部でございます。

4の流動負債につきましては、未払金予定額、これは3月末締め決算となりますので、工事完成後、4月以降の支払いとなるためのそれらの支払い額などがございますが、の計上であります。合計額で1億3,000万円を予定しております。

次に、資本の部ですが、の自己資本金につきましては、合計額で19億8,481万7,000円、一般会計からの出資金や補助金、建設改良積立金などからの補てん分によりまして9,727万円の増を予定しております。

249ページをお願いいたします。

の借入資本金であります。イの企業債の残高となりますが、13億8,124万2,000円、前年対比2,654万6,000円の減を予定しております。資本金合計額につきましては7,072万3,000円増の33億6,606万円といたしてございます。

次に、6の剰余金でございます。資本剰余金につきましては、合計額で

微増の28億5,012万2,000円でございます。 の利益剰余金につきましては、合計額で1億7,459万2,000円となり、各積立金の処分による減少や当年度末処分利益剰余金の増加によりまして、前年対比2,163万6,000円の減少を予定しております。

資本金と剰余金を合わせた資本合計につきましては63億9,077万5,000円、負債と資本の合計につきましては65億2,077万5,000円を予定してございます。

次に、250ページの平成24年度水道事業予定貸借対照表についてご説明を申し上げます。期末の予定額といたしてでございます。

資産の部の1の固定資産合計で期首の予定額よりも6,591万円増の57億225万2,000円を予定してございます。これは、管渠などの構築物の増加によるものでございます。

次の251ページをお願いいたします。

2の流動資産につきましては、未収金の減、現金・預金などの増によりまして、合計で8億2,052万4,000円、資産合計は65億2,277万6,000円でございます。期首よりも200万1,000円の増を予定してございます。

負債の部は4の流動負債、未払金予定額等で負債合計は1億3,000万円を予定してございます。

次に、資本の部、5の資本金でございます。自己資本金の繰入資本金増と252ページの の借入資本金、イの企業債の減によりまして、資本金合計につきましては34億308万円で3,702万円の増を予定してございます。

次に、6の剰余金につきましては、 資本剰余金に増減はございませんが、 利益剰余金の各積立金で3,000万円の減、当年度末処分利益剰余金で約388万9,000円の増によりまして、資本金と剰余金を合わせた資本金合計が200万1,000円増の63億9,277万6,000円となる予定でございます。

負債・資本の合計65億2,277万6,000円につきましては、資産の合計額と同額となっております。

次に、253ページをお願いいたします。

平成23年度水道事業予定損益計算書についてでございます。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては1億857万1,000円の営業損失となりますが、3の営業外収益と4の営業外費用に

おける営業外収支においては1億887万4,000円の黒字となりまして、30万3,000円の計上利益を予定額といたしてございます。

当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を加えました当年度末処分利益剰余金、予定額は56万4,000円といたしてございます。

254ページになります。

次に、平成24年度水道事業会計予算内訳書についてご説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入の1款水道事業収益であります。

1項1目給水収益につきましては、水道料金及びメーター使用料合わせ約3%ほどの増を計上いたしてございます。

2目給水加入金につきましては、250件分を見込んでございます。

3目その他の営業収益につきましては、コードカバー、分水サドルなどの材売収益、手数料は給水工事の設計審査及び開栓の手数料、雑収益につきましては下水道料金などの徴収業務及び消火栓維持管理費等の受託費の計上でございます。

次に、2項営業外収益であります。

1目の一般会計補助金につきましては、高料金対策等補助金でございます。

2目は預金利子であります。

255ページをお願いいたします。

3目の開発負担金につきましては、大規模な開発による負担金等はないので、アパートなど建築業者などからの見込み額を計上してございます。

4目雑収益につきましては、第三者による給配水管などの破損修繕収益でございます。

次に、支出でございます。

主なものについてご説明をさせていただきます。

1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、給料、手当、法定福利費の人件費、損益勘定支弁職員分といたしまして4名分を計上しております。ほかの2名分につきましては、資本勘定の支弁職員として資本

的収支予算の方に計上いたしております。賃金につきましては事務補助員12カ月分の計上、保険料につきましては公用自動車、建物、機械設備などの基準保険料によるものとなっております。委託料につきましては、メーター検針員10名への委託、大崎市水道部への水質検査委託、水道メーターの検定満了による交換業務などのほか、開始・中止作業の業務委託を予定しております。

256ページとなります。

動力費につきましては、宮床2号ポンプ場のほか8施設の動力の電気料でございます。修繕料につきましては、給配水管の修繕、簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用などがございます。受水費につきましては、県の大崎広域水道からの受水の料金の計上でございます。賃借料につきましては、水道料金調定システム工事など設計積算システムなどコンピューター機器の借上料でございます。

次に、2目の総係費であります。報酬につきましては、水道事業審議会の委員12名分の報酬でございます。委託料は水道事業庁舎の宿日直業務委託、賃借料は升沢簡易水道八志田橋水管のN T T施設への添架の使用料でございます。

3目減価償却費につきましては、内訳は257ページとなりますが、建物、配水管などの構築物、機械装置、その他固定資産の平成24年度分の償却分でございます。

4目、5目は、たな卸資産減耗費とコードカバー、分水サドルなどの購入原価を計上しております。

2項の営業外費用となります。1目は企業債の利息、2目雑支出は第三者による給配水管の破損修繕費の計上でございます。

次に、258ページの資本的収入及び支出についてでございます。

収入であります。

1款資本的収入1項1目企業債であります。鶴巣落合線配水管強化工事に係る企業債の借り入れの予定額としてございます。

2目出資金につきましては、上水道の広域化事業及び簡易水道につきましての水道事業会計への出資金でございます。

次に、支出についてでございます。

1 款 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業費につきましては、漏水事故の未然防止と管路構築の観点から計画的に配水管の布設がえ工事を実施するものでございます。予定箇所につきましては、吉岡の東下蔵、吉田の峯、小野の白久保地区などを計画してございます。

2 目水道施設更新事業費につきましては、鶴巢南、松坂、宮床 2 号ポンプ場の施設の更新、修理、さらに松坂、宮床配水池の屋根の防食工事などを予定してございます。

3 目上水道統合事業費につきましては、平成24年度一般会計予算説明資料、主要な施策の概要でございますが、この 4 ページ、最後のページになりますが、これをあわせてごらんいただきたいと思えます。

このことにつきましては、昨年発生いたしました大地震、震災によりまして、根古・若畑簡易水道の水源の濁度、濁りが上昇しまして取水を停止しまして、升沢簡易水道から連絡管によりまして暫定給水を行ってございました。それが 9 月までかかりまして、9 月より震災前の状態に復旧したというふうな状況でございました。

今回の地震につきましては、そのように湧水、わき水でございますが、そういったものに与える影響が大きく、今後予想される地震などによりまして再度濁度が上昇した場合同様の状況が想定されるというようなことから、当該簡易水道の水源を上水道、大崎広水から受水しまして中峰の配水池に一たん入りますが、この上水道を水源に切りかえまして、将来的にも安定的に水道水を供給したいというふうなことでございます。

あわせまして、他の簡易水道、升沢と難波・金取南でございますが、これらも上水道との相互補完を行うために簡易水道を廃止しまして上水道への編入を計画したいというふうなことでございます。このための上水道の経営認可変更設計業務の委託費でございます。

なお、この升沢と難波・金取南の簡易水道につきましては、現在のその浄水施設及び配水池、水をためる配水池でございますが、これについてはそのまま残しまして、経営上の統合を行うというふうに計画したいというふうなことで考えてございます。経営上の統合というふうなことです。

また、本町全域に供給しています、ただいま申し上げました基幹配水池の中峰 2 号配水池につきましては、昨年のも地震、震災によりまして躯体の

一部に本当に微細なクラック、ちょっとひび割れ等が見受けられるような状況、そういった状況を確認されてございます。そういったことで、今後将来的にも起こりうる地震に備えまして、今回の震災の影響の調査と耐震性の診断を行うものでありまして、今後その調査、診断に基づき地震に強い水道施設の構築を図りたいというようなことで、この3目の上水道統合事業費を計画したものでございます。

続きまして、259ページの4目鶴巢落合線配水管強化事業費につきましては、平成21年度より5カ年の計画で鶴巢落合方面への幹線配水管を複線化するというふうなことで進めてまいりました。この給水の安定化を図るものでありまして、本年度は吉岡東地内の配水管布設工事を予定しまして人件費と管工事費の計上をしたものでございます。この全体の計画区間につきましては、国道4号線の箇所から舞野の渉戸、黒川高校の東側の県道の交差点先までの総延長1,800メートル、総事業費3億3,000万円の予定で計画し実施するものでございます。

5目の簡易水道事業費の管工事費につきましては、漏水対策としての金取南、金取北、升沢地区、これらの配水管の布設がえ工事を計上してございます。

6目老朽管対策事業につきましては、配水管布設がえ工事及び過年度工事区域の舗装の本復旧工事の計上でございます。

7目営業設備費の量水器費につきましては、新設の水道メーターの設置費でございます。

次に、2款1項企業債償還金につきましては、借入元金の支払い予定額を計上してございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

日程第13「予算特別委員会の設置について」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議案第22号から議案第33号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第33号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告いたします。委員長に秋山富雄議員、副委員長に平渡高志議員が選任されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

午前11時44分 延会